

# 第14回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月28日(木) 午後1時30分から午後2時45分

2. 開催場所 妙高市役所 4階 402会議室

3. 出席委員

農業委員(16名)

会長	2番	安原 義之			
会長職務代理者	6番	市川 政一			
委員	1番	尾崎 香	3番	関原 正晴	4番 飯塚 淳一
	5番	山下 利秋	7番	清水 輝男	8番 霜鳥 勝範
	10番	高橋 敏明	11番	生井 一広	12番 渡邊 春男
	13番	内田 芳昭	14番	丸山 嘉之	15番 竹内 則孝
	16番	竹田 賢一	17番	宮尾 俊一	

4. 欠席委員(1名)

9番 丸山 光浩

5. 提出議題

報告第1号	3月分許可状況について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号	農地法第3条の3の規定による届出件数報告について
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号	農用地利用集積計画について

6. 職務のために出席した農業委員会事務局の職員

事務局長 東條義博 次長 西澤 明夫 係長 山口 修 主査 竹田 由之

## 7. 会議の概要

- 事務局長 お疲れ様です。  
本日の出席委員を報告します。出席委員は16名です。  
それでは、安原会長お願いします。
- 会長 皆さん、大変ご苦労さまでございます。  
現在、我々農家にとって、1年で一番忙しい時期を迎えておりますが、くれぐれもケガや事故等には気をつけていただき農作業を進めていただければと思います。  
作業の途中という方もいらっしゃるかと思います。早速始めさせていただきます。  
それでは、座らせていただき、進めさせていただきます。
- 議長 妙高市農業委員会会議規則第6条及び農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本会は成立しておりますので、第14回妙高市農業委員会総会を開会します。  
最初に議事録署名委員を指名します。  
12番の渡邊 春男委員、13番の内田 芳昭委員、よろしくをお願いします。  
本日の議題については、報告事項が3件、議案が3件です。  
公正かつ厳正な、ご審議をお願いします。  
まず、報告事項ですが、  
報告第1号 3月分許可状況について  
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について  
事務局より、報告事項3件の説明をお願いします。
- 事務局 報告事項について説明します。  
  
1ページ、報告第1号 3月分許可状況について、です。  
3月総会にて議決相当とされました、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、4月15日に開催されました新潟県農業会議常設審議委員会に諮問した結果、「異議なし」と答申され、同日付で原案どおり許可しました。  
  
次に2ページ、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、です。  
3月に届出がありました合意解約は、13件です。  
解約後の状況につきましては、右端に記載のとおりですが、主なものとして、他の人へ賃貸借となっております。  
1番から6番につきましては、3月総会にて利用権設定の議決をいただきました件です。  
審議の際に、「種場」についての意見があり、確認した結果、これまでも種場として利用しており、耕作者が病気のため合意解約し、矢代生産組合により新たに2名の方に耕作してもらうことからこのたび手続きがあったものです。  
また、9番から11番につきましては、3月総会にて議決相当とされました窪松原地内の一時転用に関する件です。  
  
次に、5ページ、報告第3号 農地法第3条の3の規定による届出件数報告について、です。  
3月の届け出は、相続件数は16件、新たなあっせん希望はありませんでした。  
以上、報告案件について説明させていただきました。  
よろしくお願いいたします。

- 議 長 事務局の説明に対して、皆様から質問等がありましたらお願いします。
- 無いようでありますので、報告事項3件については、ご承知いただきたいと思います。
- 議 長 次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を上程します。  
それでは、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、6ページをご覧ください。  
今月の許可申請は、1件です。
- 1番については、申請地は、大字関山・大字米島新田地内、登記地目：田が4筆で登記地積合計938㎡であります。  
位置図は、資料No.1及びNo.3 10ページをご覧ください。  
申請地は、現在、譲渡人と譲受人との間で利用権設定され、譲受人が耕作している農地で、譲渡人としては高齢のため今後も耕作管理できないため、双方で協議したところ、話がまとまったため、このたび売買により譲受人に譲り渡すものであります。
- 以上、1件ですが、耕作面積及び権利を取得する面積が、下限面積の別段の面積である10アールを超えていること、及び農地法第3条第2項の不許可の項目に該当しないものと考えます。
- よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。
- 議 長 続きまして、担当委員の説明をお願いします。
- 委 員 1番について説明します。4月14日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いします。
- 議 長 それでは、議案第1号の質疑を行います。皆様から質問等がありましたらお願いします。
- 無いようでありますので、これより、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を採決します。  
お諮りします。  
本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- 議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第1号については、許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を上程します。  
それでは、事務局の説明をお願いします。
- 事務局 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請については、7ページ及び位置図をご覧ください。

今月の許可申請は4件です。

1番について、申請地は、中町地内、登記地目：畑が1筆、登記地積99㎡です。事業全体としては、隣接宅地323.96㎡を含めた422.96㎡の整備となります。

位置図は、資料No.1及びNo.4 11ページをご覧ください。

申請地は、都市計画法の用途地域 商業地域であることから、第3種農地です。

譲受人は、申請地を売買により購入し、12台分の駐車場の整備を希望しています。

2番について、申請地は、大字小原新田地内、登記地目：畑が1筆、登記地積：169㎡です。

事業全体としては、隣接宅地247.1㎡を含めた416.1㎡の整備となります。

位置図は、資料No.1及びNo.5 12ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま

す。用地の選定にあたっては、同集落内での整備を希望していて、当該地が選定されていることから、適地と判断しました。

譲渡人と譲受人は、父と子の関係にあり、譲受人は申請地に使用貸借権を設定し、一般住宅1棟とカーポート1棟の整備を希望しています。

3番について、申請地は、大字十日市地内、登記地目：田が2筆、登記地積合計339㎡です。

位置図は、資料No.1及びNo.6 13ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま

す。用地の選定にあたっては、同集落内での整備を希望していて、当該地が選定されていることから、適地と判断しました。

譲受人は、申請地を購入し、一般住宅1棟と車庫1棟の整備を希望しています。

4番について、申請地は、大字青田地内、登記地目：田 3筆のうち136.02㎡、登記地目：畑 1筆のうち5.46㎡、地積合計141.48㎡です。

位置図は、資料No.1及びNo.7 14ページをご覧ください。

申請地の農地区分は、周辺を道路や住宅等に囲まれ、付近の一団の農地から分断された農地であることから、他の農地区分のいずれにも該当しない、いわゆるその他2種に該当するものと思われま

す。譲受人は、高速自動車の盛土のり面補強工事の一環で、水抜きボーリング工事の施工に伴う作業用通路敷地として、令和4年9月30日までの賃貸借による一時転用を希望しています。

以上、4件ですが、転用計画、資金計画及び資金計画の確認書類を確認した結果、特段問題ないと考えます。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

- 議 長 続きます、担当委員の説明をお願いします。  
1番から4番までそれぞれ担当委員よりお願いします。
- 委 員 1番についてです。4月5日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 委 員 2番についてです。4月5日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 委 員 3番についてです。4月8日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 委 員 4番についてです。4月13日、事務局と農地利用最適化推進委員と現地確認を行いました。今ほどの事務局の説明どおりです。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 議 長 それでは、議案第2号の質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。
- 議 長 無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、を採決します。  
お諮りします。  
本件は、原案のとおり許可することに、ご異議ありませんか。
- 【「異議なし」の声あり】
- 議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第2号については、許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第3号 農用地利用集積計画について、を上程します。  
27番については、農業委員会法第31条の「議事参与の制限」にかかる案件ですので、最初に1番から26番までの26件を上程します。  
事務局の説明をお願いします。
- 事務局 15ページ、議案第3号 農用地利用集積計画について、をご覧ください。  
  
はじめに議案の修正をお願いします。  
1番につきましては、面積1,000㎡となっておりますが、登記簿面積4,803㎡のうち、1,000㎡となります。  
  
今月は、新規設定12件、再設定13件、所有権移転2件の合計27件です。  
はじめに1番から26番について説明します。

1番から12番につきましては新規設定です。  
契約内容は、使用貸借または貸貸借となっております。  
そのうち、2、9、12番については使用貸借となります。

続きまして、17ページ13番から19ページ24番につきましては、再設定です。  
契約内容は、使用貸借または貸貸借となっております。  
そのうち、24番については使用貸借となります。  
再設定ですので、特に問題はないと思われま

続きまして、19ページ25番26番につきましては所有権移転です。  
市内の認定農業者への所有権移転となっております。  
所有権移転する農地は、すべて農振農用地であり、譲受人はいずれも認定農業者で、対価額は双方での話し合いにより決定しており、問題ないと思われま

契約内容の対価額において端数が出ているものにつきましては、10aあたりに換算していることから発生しているものです。

以上、市長への農用地利用集積の計画要請につきましては、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願

議長            それでは、議案第3号のうち、1番から26番について質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。

委員            1番の農業従事者の人数について、6人とのことですが、世帯員全てが農業従事者となるのか。記載方法を統一した方が良いのではないかと。

事務局            計画書の人数を記載しましたが、内容を確認し、次回から記載方法を統一したいと思います。

委員            1番の借主は吉木の方であり、関山まで行って耕作を行うのか。

事務局            申請時にそのように伺っています。

委員            新規設定において、使用貸借が何件かあるが、どういったことか。

事務局            対価を求めずに無料でも良いので耕作して欲しいということを確認しています。

委員            4番についてですが、昨年も合意解約をした借主であり、高齢でもある。今回は大丈夫か。

事務局            今回は、自身の集落での利用権設定を行う農地であり大丈夫かと思いますが、昨年の合意解約の件を含め、今回はそのようなことにならないよう改めて指導します。

議長            他にありませんか。

議長            無いようですので、これにて質疑を終わります。  
これより、議案第3号 農用地利用集積計画についてのうち1番から26番を採決しま

お諮りします。  
本件は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長           ご異議なしと認めます。  
よって、議案第3号のうち、1番から26番については、市長に要請することに決定しました。  
続きまして、同じく議案第3号 農用地利用集積計画についてのうち、27番を上程します。  
27番は、委員に関する案件ですので、農業委員会法第31条の規定による「議事参与の制限」に該当するため、委員は退席してください。

＜委員 退席＞

議 長           議案第3号農用地利用集積計画についてのうち、27番を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局           27番について説明いたします。  
29ページをご覧ください。  
さきほどの説明と同様となりますが、27番は再設定です。再設定ですので、特に問題はないと思われます。  
ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長           それでは、議案第3号のうち、27番に関する質疑を行います。  
皆様から質問等がありましたらお願いします。  
  
無いようですので、これにて質疑を終わります。これより、議案第3号 農用地利用集積計画についてのうち、27番を採決します。お諮りします。  
本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」の声あり】

議 長           ご異議なしと認めます。  
よって、議案第3号のうち、27番は、市長に要請することに決定しました。  
それでは、委員の退席を解除します。

＜委員 復席＞

議 長           議案については全て終わりましたので、第14回妙高市農業委員会の総会を閉会といたします。

以 上

この議事録は、農業委員会等に関する法律第33条に基づいて作成したものである。

妙高市農業委員会会長 安原 義之

この議事録の記載事項は、会議の内容に相違ないことを証明するため、署名押印する。

令和4年5月31日

議 長

印

妙高市農業委員会署名委員

印

妙高市農業委員会署名委員

印